報告事項

件　　名

不祥事根絶に向けた取組について

提出理由

　不祥事根絶に向けた取組について、別紙のとおり報告します。

概　　要

１　懲戒処分件数の推移（令和３年度～令和８年度）

２　「不祥事根絶アクションプログラム」に基づく主な取組の進捗状況

３　こども性暴力防止法の施行について

（総務課）

1　懲戒処分件数の推移（令和３年度～令和８年度）

(1) 非違行為別

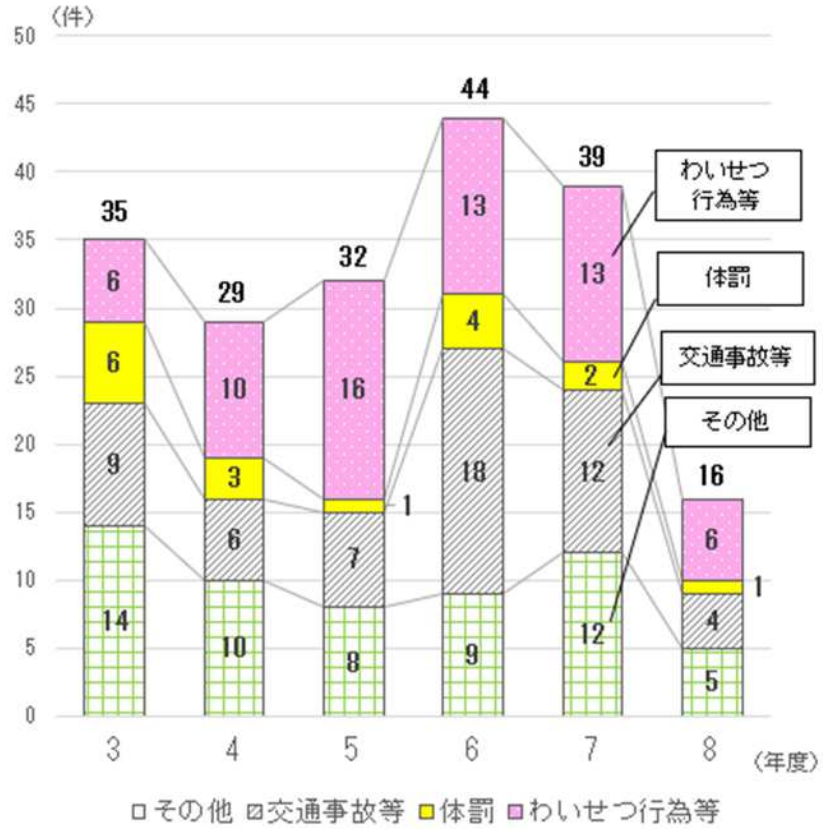

(2) 処分種別

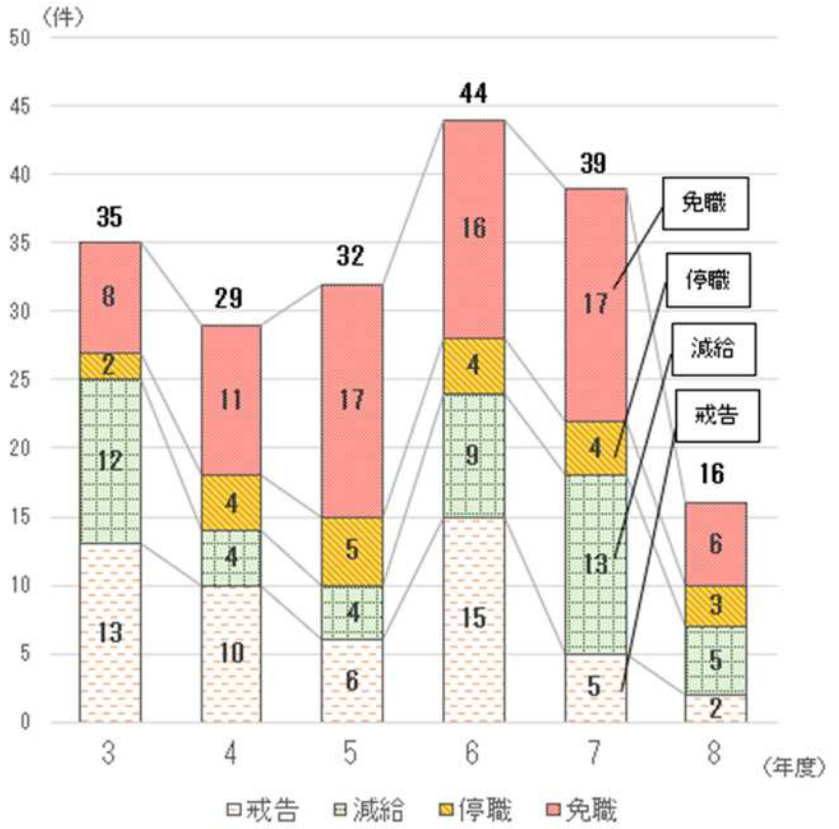

※１　令和８年度は１１月１１日現在　（令和７年度同期　１５件）
※２　「わいせつ行為等」には、痴漢、盗撮等のほかセクハラ行為を含む。
「交通事故等」には、飲酒運転等の交通法規違反を含む。
「その他」とは、窃盗、器物損壊、無断欠勤、経歴詐称等を指す。

1　懲戒処分件数の推移（令和３年度～令和８年度）

(3) 年代別

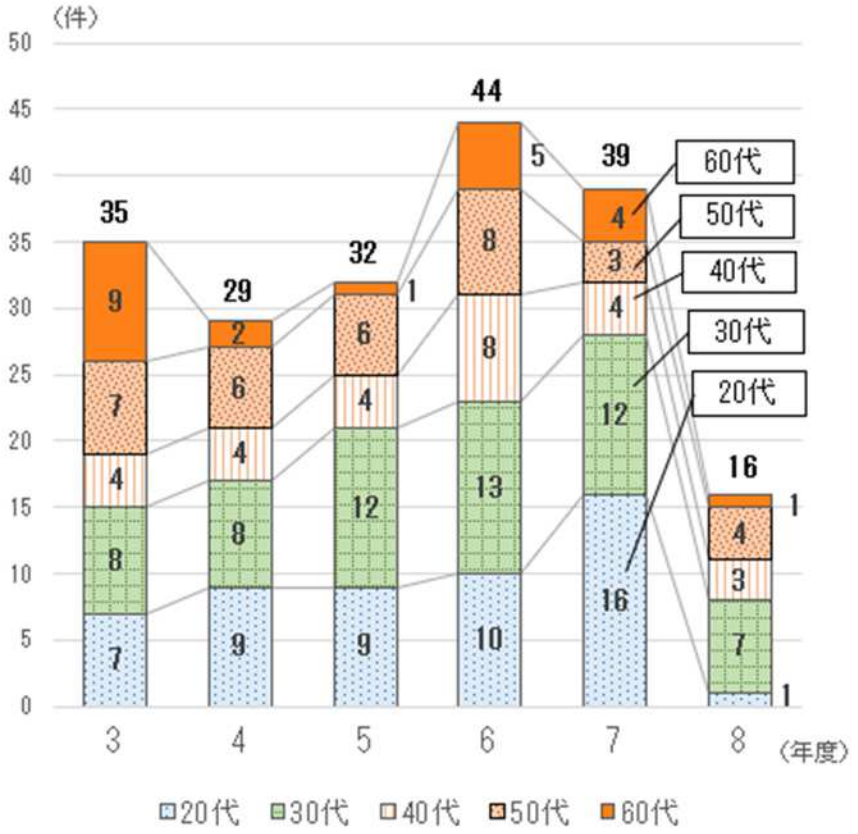

(4) 令和７年度　非違行為別・年代別

	わいせつ行為等	体罰	交通事故等	その他	計
20代	4	1	6	5	16
30代	6	0	3	3	12
40代	1	0	1	2	4
50代	1	0	0	2	3
60代	1	1	2	0	4
総数	13	2	12	12	39

【その他】
- 脅迫、ストーカー行為等
- 虚偽報告、公物損壊
- 虚偽公文書作成、有印私文書偽造等
- 管理監督責任
- 自校生徒への不適切な行為
- 職務命令違反、欠勤
- 横領、公物窃取
- 職場内秩序を乱す行為（２名）
- 休暇の虚偽申請、欠勤
- 経歴詐称
- 虚偽報告

2　「不祥事根絶アクションプログラム」に基づく主な取組の進捗状況

「不祥事根絶アクションプログラム」に基づく主な取組

大きな柱	主な取組
1 不祥事の分析	◆不祥事に係る分析結果を不祥事防止の各種取組に反映
2 教員養成、採用、人事異動の各段階における不祥事根絶の取組	◆教員養成を行っている大学との連携 ◆採用予定者に対し、不祥事根絶の心構えを醸成
3 研修の充実	◆各キャリア段階における継続的な不祥事防止研修 ◆研修内容及び手法についての工夫や改善
4 学校や教職員に対する支援	◆管理職のリスクマネジメントに関する資質や能力の向上 ◆地域の多くの目を学校に向けることによる不祥事の抑止
5 教職員が働きやすい学校づくり	◆管理職や経験豊かな教職員による初任者や転入者へのサポートの促進 ◆教職員倫理確立委員会の積極的な活用の促進
6 コンプライアンスの推進及び「懲戒処分の基準」の明確化の検討	◆コンプライアンス推進のための担当窓口の運用 ◆「懲戒処分の基準」の見直し
7 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく適切な対応	◆教職員・養成課程の学生・児童生徒への啓発、児童生徒向けの通報相談窓口の運用、特定免許状失効者に関するデータベースの活用等

2　「不祥事根絶アクションプログラム」に基づく主な取組の進捗状況

（柱１）不祥事の分析

主な取組内容

不祥事に至るまでの経過、不祥事を起こした教職員の心理状況等を分析し、分析結果をアクションプログラムの各種取組に反映させる。

取組実績

わいせつ行為及び体罰について、不祥事に至るまでの経緯や心理の変化等について分析を行った結果、明らかになった不祥事に至るまでの経緯や心理の変化などの傾向を踏まえて、認知行動療法の考え方を取り入れた「不祥事防止のための心理と行動のワークシート」を作成した。（わいせつ行為：３類型、体罰：３類型）

全ての県立学校及び市町村立学校における校内研修や、初任者研修や年次研修など様々な研修で、ワークシートを活用し、問題のある行動につながる考え方の癖を認識させ、不祥事を自分事として捉えるようにしている。

今後の取組予定

わいせつ行為及び体罰に係る新たなワークシートを追加する。

また、セルフチェックだけでなくグループワークによる研修で繰り返し活用することにより意識の定着を図る。

2　「不祥事根絶アクションプログラム」に基づく主な取組の進捗状況

（柱１）不祥事の分析

「不祥事防止のための心理と行動のワークシート」について

１　作成の経緯

・教職員が自分自身をモニタリングし、不祥事防止を自分事として考え適切に行動につなげてもらうために、認知行動療法の考え方を取り入れ、不祥事に至るまでの心理と行動の段階的な変化について学習できるようにした「不祥事防止のための心理と行動のワークシート」を作成
・作成に当たっては、さいたま法務少年支援センターの法務技官（矯正心理専門職）の助言を得た。

２　取組内容

（１）令和５年度～　不祥事の分析
　　・わいせつ行為　身体接触を伴うものとそれ以外で分類
　　・体罰　体罰を行った目的で分類
（２）令和６年度　ワークシート作成、活用開始
　　令和６年６月　【わいせつ①】児童生徒への恋愛感情に由来するもの（１５ページに添付）
　　【体罰①】　相手への制裁・報復を目的とする行為
　　令和７年３月　【わいせつ②】複数児童に対する過剰な身体接触
　　【わいせつ③】盗撮
　　【体罰②】　部活動での印象操作を目的とする行為
（３）令和７年度
　　令和８年３月　【体罰③】　相手を望ましい方向へ変化させることを目的とする行為（１７ページに添付）
（４）令和８年度　新たな種類のワークシートを作成中
　　【わいせつ④】痴漢等
　　【体罰④】　自分への被害を回避したり、自分が受けた被害を回復する目的とする行為

2　「不祥事根絶アクションプログラム」に基づく主な取組の進捗状況

（柱２）教員養成、採用、人事異動の各段階における不祥事根絶の取組

主な取組内容

経験の浅い教職員による不祥事が毎年度一定数あることから、以下の取組を実施する。
⑴　教員養成を行っている大学と連携し、教員養成段階から不祥事防止を意識する取組を実施する。
⑵　採用予定者に対し、不祥事根絶の心構えを醸成する。

取組実績

⑴　大学に働き掛けを行い、５大学(R７実績)で出前講座を実施した。
　また、大学生等を対象とした教員養成事業*の中で、受講生を対象に「信頼される教師になるために（不祥事防止講座）」をテーマにした講義等を実施した。
⑵　教職員採用予定者に対し、「教職員生活スタートサポート*」において、不祥事防止に関する講義を行った。
　小・中学校の教員採用予定者に対して、わいせつ行為根絶に向けたチェックリストを活用した事前指導を実施した。また、県立学校の教員採用予定者に対しては、「わいせつ行為等根絶　行動指針」等を用いた事前指導を実施した。

「彩の国かがやき教師塾」の様子



＊大学生等を対象とした教員養成事業（彩の国かがやき教師塾）
　埼玉県と連携している大学の3年生等が対象。（定員80人）
（令和８年度から「彩の国みらい教師チャレンジプログラム　アドバンスコース」）

＊「教職員生活スタートサポート」
　採用予定者が抱えている不安の解消を図ることで、勤務のイメージを具体的に抱き、安心して着任できるよう講義や個別相談を実施。（R7受講生272人）

今後の取組予定

経験の浅い教職員による不祥事が一定数あることから、採用前の早い段階から、一人一人の倫理意識の醸成が図れるよう、継続して実施していく。
大学での出前講座については、実施手法や内容の検討を行いながら、実施校の拡充を図る。

2　「不祥事根絶アクションプログラム」に基づく主な取組の進捗状況

（柱３）研修の充実

主な取組内容

⑴　初任者研修をはじめとした集合研修及び各所属で行う職場研修等において、各キャリア段階における継続的な不祥事防止研修を行う。
⑵　研修内容や手法について、工夫や改善を図る。

取組実績

⑴　年次研修・管理職研修等、キャリア段階に応じた研修を実施した。
⑵　「不祥事防止研修プログラム」について、ワークシートを追加するとともに、加害行為の深刻さを自覚させるよう「被害に遭う児童生徒の心情を理解するような視点」を加える等の見直しを行った。【新規】
　また、グループワーク等の研修を通して、教職員同士が日頃から声を掛け合える関係性を構築することで、不祥事を起こさない、起こさせない職場づくりを推進した。

今後の取組予定

不祥事について当事者意識を醸成する効果的な研修が実施できるよう、研修内容や手法、実施時期等を今後も工夫改善していく必要がある。

「不祥事防止研修プログラム」については、実際の懲戒処分事案の発生の状況を踏まえた内容の更新や充実を行う。

不祥事防止研修プログラム　Ⅱ個別の不祥事編
（３　不適切なＳＮＳ・電子メールの使用）

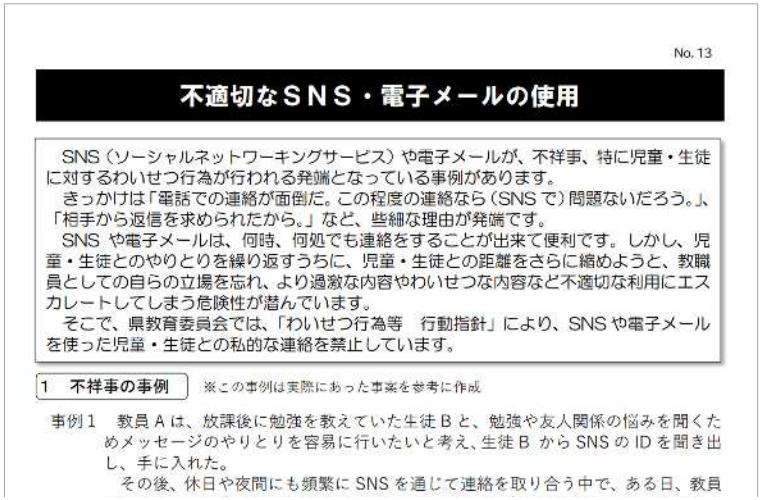

No. 13

不適切なＳＮＳ・電子メールの使用

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や電子メールが、不祥事、特に児童・生徒に対するわいせつ行為が行われる発端となっている事例があります。
きっかけは「電話での連絡が面倒だ。この程度の連絡なら（SNSで）問題ないだろう。」、「相手から返信を求められたから。」など、些細な理由が発端です。
SNSや電子メールは、何時、何処でも連絡をすることが出来て便利です。しかし、児童・生徒とのやりとりを繰り返すうちに、児童・生徒との距離をさらに縮めようと、教職員としての自らの立場を忘れ、より過激な内容やわいせつな内容など不適切な利用にエスカレートしてしまう危険性が潜んでいます。
そこで、県教育委員会では、「わいせつ行為等　行動指針」により、SNSや電子メールを使った児童・生徒との私的な連絡を禁止しています。

1　不祥事の事例　※この事例は実際にあった事案を参考に作成

事例１　教員Ａは、放課後に勉強を教えていた生徒Ｂと、勉強や友人関係の悩みを聞くためメッセージのやりとりを容易に行いたいと考え、生徒Ｂ から SNS の ID を聞き出し、手に入れた。
その後、休日や夜間にも頻繁に SNS を通じて連絡を取り合う中で、ある日、教員

掲載ホームページ：不祥事防止研修プログラム「未来を育てる 私たちの使命と誇り ～不祥事根絶を目指して～」
https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/fusyouji-boushi/program.html

2　「不祥事根絶アクションプログラム」に基づく主な取組の進捗状況

（柱４）学校や教職員に対する支援

主な取組内容

⑴　管理職に対して、リスクマネジメントに関する研修を行うとともに、取組例について情報提供するなどし、不祥事の未然防止に取り組む。
⑵　教職員だけでなく保護者や地域住民などが連携、協働して学校運営を行い、地域の多くの目を学校に向けることにより、不祥事の抑止につなげる。

取組実績

⑴　所属長向け研修を実施するとともに、管理職向けのチェックリストを配布した。
　盗撮の未然防止に係る日常点検等の実施、個人所有端末に係るルール、盗撮が発覚した場合の対処方法などを示した「盗撮防止等ガイドライン」を策定し、各学校における盗撮防止対策等の徹底を促した。【新規】
⑵　コミュニティ・スクールの導入を推進し、地域とともにある学校づくりを推進した。
　（令和８年５月１日現在　市町村立学校 1,016校、県立学校 80校）

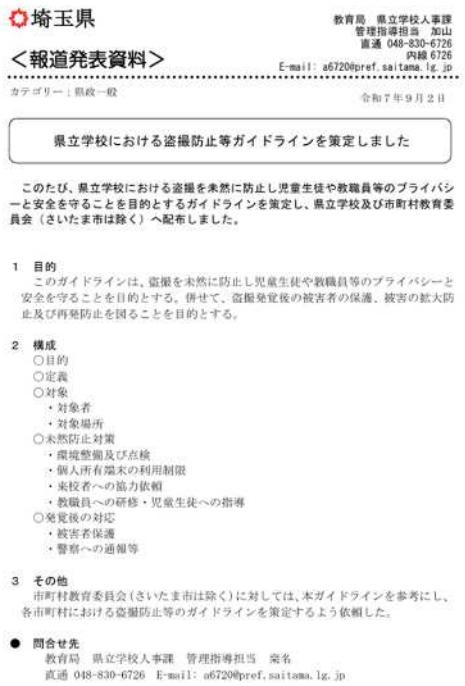

埼玉県

教育局　県立学校人事課
管理指導担当　加山
直通 048-830-6726
内線 6726
E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp

＜報道発表資料＞

カテゴリー：県政一般

令和７年９月２日

県立学校における盗撮防止等ガイドラインを策定しました

このたび、県立学校における盗撮を未然に防止し児童生徒や教職員等のプライバシーと安全を守ることを目的とするガイドラインを策定し、県立学校及び市町村教育委員会（さいたま市は除く）へ配布しました。

1　目的
このガイドラインは、盗撮を未然に防止し児童生徒や教職員等のプライバシーと安全を守ることを目的とする。併せて、盗撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止及び再発防止を図ることを目的とする。

2　構成
○目的
○定義
○対象
・対象者
・対象場所
○未然防止対策
・環境整備及び点検
・個人所有端末の利用制限
・来校者への協力依頼
・教職員への研修・児童生徒への指導
○発覚後の対応
・被害者保護
・警察への通報等

3　その他
市町村教育委員会（さいたま市は除く）に対しては、本ガイドラインを参考にし、各市町村における盗撮防止等のガイドラインを策定するよう依頼した。

● 問合せ先
教育局　県立学校人事課　管理指導担当　○名
直通 048-830-6726　E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp

今後の取組予定

⑴　管理職のリスクマネジメントに関する能力の一層の向上に向けて、引き続き、チェックリストやガイドラインを活用した不祥事防止の取組を徹底するよう働き掛ける。
⑵　引き続き、コミュニティ・スクールを未導入の県立学校へ働き掛けを行う。
　また、コミュニティ・スクールフォーラムなどを開催し、学校運営協議会の充実に資する取組や先進的な事例を共有することで、全校種でコミュニティ・スクールの充実を図る。

2　「不祥事根絶アクションプログラム」に基づく主な取組の進捗状況

（柱５）教職員が働きやすい学校づくり

主な取組内容

⑴　管理職や経験豊かな教職員による初任者や転入者へのサポートを促進する。
⑵　教職員からのＳＯＳを受け止めるため、学校内の相談窓口として、教職員倫理確立委員会＊の積極的な活用を促進する。

取組実績

⑴　各学校において管理職や校内指導教員等による初任者等への定期的な面談や指導を継続して行えるよう、学校訪問等を通じて管理職への指導を実施した。
⑵　県立学校の校長会議等で、教職員倫理確立委員会の活用促進を指示した。市町村立学校に向けては、市町村教育委員会に対し倫理確立委員会の在り方に関し指導するとともに、県教育局による学校訪問に際し、倫理確立委員会の活用について周知を図った。

＊「教職員倫理確立委員会」
事故防止のため、教職員が一丸となってモラルの向上と意識改革を図るために学校に設置されている委員会。教職員の不祥事防止に関する情報の収集及び活用、研修会等の企画運営等を行う。

今後の取組予定

各学校において、経験の浅い教職員に対する継続的な個別指導や、校内の相談窓口となる倫理確立委員会を中心とした研修の企画運営等を継続して毎年度実施していく。
好事例となる取組については積極的に全ての県立学校及び市町村立学校へ情報提供していく。

2　「不祥事根絶アクションプログラム」に基づく主な取組の進捗状況

（柱６）コンプライアンスの推進及び「懲戒処分の基準」の明確化の検討

主な取組内容

⑴　コンプライアンス推進のための担当窓口を運用する。
⑵　「懲戒処分の基準」の改正等について検討する。

取組実績

⑴　令和7年度のコンプライアンス相談ホットライン*相談件数：528件
（令和3年度：246件、令和4年度：547件、令和5年度：499件、令和6年度：535件）

＊「コンプライアンス相談ホットライン」
教職員のコンプライアンス違反に関する電話相談窓口で、平成３１年４月１日に設置した。
関係教職員のほか、児童生徒や保護者等県民からも相談を受けている。

⑵　令和5年12月1日に懲戒処分の基準を改正し、令和6年1月1日から施行している。

- 「秘密漏えい」の標準例の見直し
- 「体罰等」の標準例の見直し
- 「わいせつな行為等」の標準例の追加
- 「ストーカー行為」の標準例の追加　等
- 「個人情報の紛失、盗難」の標準例の見直し
- 「児童生徒性暴力等」の標準例の追加
- 「性的な姿態の撮影等」の標準例の追加

今後の取組予定

⑴　相談を受けた事案を事実確認につなげることにより、不適切な指導等の早期発見や行為のエスカレートを防止する効果があるため、引き続き適切に運用していく。
⑵　こども性暴力防止法の施行に向けて、採用時の特定性犯罪前科の有無の確認の際、虚偽申告等をした者に係る「懲戒処分の基準」を明確化する。

2　「不祥事根絶アクションプログラム」に基づく主な取組の進捗状況

（柱７）教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく適切な対応

主な取組内容

法令及び文部科学省指針等に基づき、以下の取組を行う。

⑴　教職員・養成課程の学生・児童生徒への啓発
⑵　児童生徒向けの通報相談窓口の運用
⑶　特定免許状失効者等＊に関するデータベースへの記録やその活用

取組実績

＊「特定免許状失効者等」
児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等した者

⑴　教職員や保護者、児童生徒に対し、リーフレット等を活用し、児童生徒性暴力等の防止等に関する啓発を行った。
　また、教員の養成課程を履修する学生に対し、出前講座において児童生徒性暴力等の防止に関する内容を含んだ講義を実施した。（再掲）
⑵　児童生徒及び教職員に対する調査、通報相談窓口の運用（市町村立学校の場合は市町村教育委員会）を行った。
⑶　新規採用者等に関して、特定免許状失効者等に関するデータベース（国）への照会により、該当していないことの確認を行った。

今後の取組予定

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき、引き続き、児童生徒性暴力等の防止等に関する啓発や採用時における特定免許状失効者等の確認を適切に実施していく。

県立学校生徒配布資料（一部）

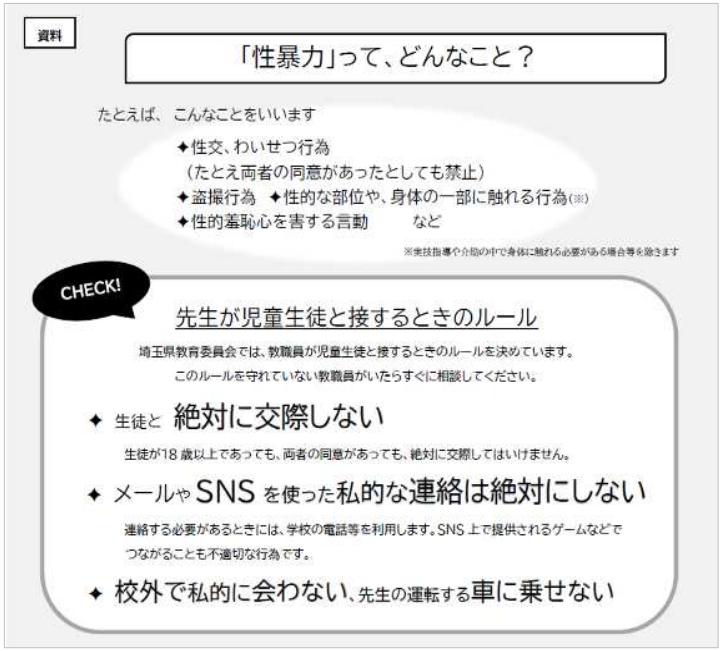
資料

「性暴力」って、どんなこと？

たとえば、こんなことをいいます

✦性交、わいせつ行為
（たとえ両者の同意があったとしても禁止）
✦盗撮行為　✦性的な部位や、身体の一部に触れる行為(※)
✦性的羞恥心を害する言動　など

※実技指導や介助の中で身体に触れる必要がある場合等を除きます

CHECK!

先生が児童生徒と接するときのルール

埼玉県教育委員会では、教職員が児童生徒と接するときのルールを決めています。
このルールを守れていない教職員がいたらすぐに相談してください。

✦ 生徒と 絶対に交際しない
生徒が18歳以上であっても、両者の同意があっても、絶対に交際してはいけません。

✦ メールやSNSを使った私的な連絡は絶対にしない
連絡する必要があるときには、学校の電話等を利用します。SNS上で提供されるゲームなどでつながることも不適切な行為です。

✦ 校外で私的に会わない、先生の運転する車に乗せない

3　こども性暴力防止法の施行について

こども性暴力防止法
（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）

１　制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。

２　「児童対象性暴力等」の定義

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」第２条第３項に規定する児童生徒性暴力等

３　対象職種

・校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、実習助手等
・その他、業務が児童等との関係で、支配性・継続性・閉鎖性を有するか否かの観点から判断

４　学校設置者等が講ずべき措置等

（１）安全確保措置

①	日頃から講ずべき措置	・相談体制の整備、研修の実施
②	被害が疑われる場合の対応	・調査、被害児童等の保護、支援
③	特定性犯罪前科の有無の確認	・雇入れ、配置転換等の際に確認必須
④	性暴力等の防止のための措置	・児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、教育等の業務に従事させないなどの実施

（２）情報管理措置　　・犯罪事実確認記録等の適正な管理、情報の秘密保持義務

５　施行日

令和８年１２月２５日

３　こども性暴力防止法の施行について

県立学校の教職員等における特定性犯罪前科の有無の確認について

１　特定性犯罪前科の確認とは

・県教委が対象業務従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認をこども家庭庁を通じて行う。

２　確認の対象

「特定性犯罪＊」を犯し、
（１）拘禁刑の執行が終わってから２０年が経過していないもの
（２）拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから１０年が経過していないもの
（３）罰金刑の執行が終わってから１０年が経過していないもの
＊刑法の不同意性交罪・不同意わいせつ罪、児童ポルノ禁止法違反、性的姿態撮影等処罰法違反　等

３　確認を行う対象業務従事者

・こどもと常に接する職種（一律対象）
校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、実習助手、スクールカウンセラー、部活動指導員等

・こどもと継続的に接する可能性がある職種（支配性・継続性・閉鎖性を有するか否かの観点から幅広に決定）
事務職員、スクールバス運転手、学校用務員、栄養士等

４　確認の時期

① 新規採用・配置転換　内定・内示等から従事開始まで
② 現職者　法施行から３年以内（対象者約４万８千人を分割して実施予定）
※以後、①②ともに５年ごとに再確認が必要

５　特定性犯罪歴があることが分かった場合の措置

・新規採用者　内定取消し等
・現職者　配置転換等

【参考】不祥事防止のための心理と行動のワークシート（わいせつ行為編）

様式A

不祥事防止のための心理と行動のワークシート

わいせつ行為

［様式A］教職員の恋愛感情に由来する身体接触編

このワークシートは、平成 30 年度以降、実際に起きた埼玉県の事例から「児童生徒に対する性的接触のうち事故者の恋愛感情に由来したもの」に該当する複数の事例を抽出して共通する出来事や事故者の心理状態など＊1を分析し、認知行動療法の考え方＊2を取り入れて作成したものです。不祥事を起こすに至るまでには、行動に先立つ思考過程のパターンがあります。ワークシートを使って自分をモニタリングしてみましょう。

＊1 掲載に当たっては実際の事例を参考に、改変を加えている。

＊2 問題のある行動につながる考え方の癖、いわゆる認知の歪みを認識して、適切な考え方・行動へ向かわせる手法

出来事 日常の段階から、不祥事の発生、発覚に至るまでの経過を自分事としてたどってみましょう。		不祥事へ向かわせる心の声	不祥事を思いとどまらせる心の声
		出来事に対応する心理としてあなたの思いに近い方の□にチェックを入れ、更に思い浮かべることがあれば（　）の中に記入しましょう。	
日常	授業を受け持つ生徒の一人。 よく話しかけてくるので、関わりが多くなってきた。	□自分だけに心を開いてくれる気がする。 （　）	□適切な距離を保つように注意しないとな。 （　）
親密さの高まり	度々、生徒の方から悩みを相談されていた。	□なんとか自分が助けになってあげたい。 （　）	□自分一人で抱えずに、他の先生に相談して一緒に対応しよう。 （　）
スキンシップ	生徒の頭や肩をポンと叩いた。	□元気を出してほしい。仲が良いから良いだろう。（　）	□不必要な身体接触はしないようにしよう。（　）
偶然の出来事	偶然、街中で居合わせたので、近くの駅まで一緒に歩いた。	□思いがけないことで、気持ちが緩んだ。 （　）	□2人きりでいることは良くない。すぐ離れよう。 （　）
相手からの要求	「相談したいことがあるから SNS の連絡先を教えてほしい」と言われた。	□相手の要望だ。やむを得ない。 （　）	□連絡先の交換はルール違反だな。 （　）
私的なやりとり	SNS でやりとりをするようになった。相談事から徐々に日常のとりとめのない話が中心になっていった。	□相手の心の支えになってあげられている。 （　）	□私的なやりとりは禁止されている。 （　）
相手の好意の確認	プレゼントをもらった。 最初はチョコレート、次にキーホルダー。	□自分は特別な存在なのかな。受け取らないと関係が悪くなるかな。 （　）	□受け取ってはいけないな。 （　）
特別な関係の確信	「出かけたい」と言われ、約束をして校外で会うようになった。	□一緒に過ごすと楽しい。自分にとっても特別な存在だと感じる。 （　）	□教員と児童生徒とは対等な立場ではない。個人的に会うのはいけない。（　）
正当化の行為	こうした関係は良くないと伝えたが、拒否された。	□自分は拒否をした。相手がこれだけ望むのだから構わない。 （　）	□これ以上関係を深めたら後戻りできないことになる。 （　）
性的接触	出かけた時の車内で、抱きしめた。「キスしていい？」と聞いたら生徒がうなずいたので、キスをした。	□相手も受け入れている。好き同士だから大丈夫。互いの気持ちに歯止めが利かない。 （　）	□児童生徒は成長過程にあり、正しい意思表示ができるとは限らない。（　）
発覚	生徒の友達が養護教諭に相談して発覚。 事情聴取を受けた。（警察・学校・教育委員会） 懲戒処分で免職となった。	最初は相手を思ってのことだったが、結果的に相手の心に深い傷を与えることになった。 教員の仕事を失った。家族には失望された。後悔しかない。	

（表面）

【参考】不祥事防止のための心理と行動のワークシート（わいせつ行為編）

セルフトーク　自分自身のモニタリングをしてみましょう。

「不祥事へ向かわせる心の声」が強いところや、「不祥事を思いとどまらせる心の声」が弱いところはどの段階でしたか。
（記入しましょう）
あなたが、不祥事に向かう段階を確実に防ぎ止められると思うのはどの段階ですか。それは何故ですか。
（記入しましょう）
あなたにも事故者の特性と共通するものがないか考えてみましょう。 ◆参考◆ 事例分析から見えた事故者の特性の共通点（ここに掲げた特性に当てはまる者全てが問題のある行為を行うわけではありません。多くの教職員に当てはまるものもあります。） 生徒との距離が近い／問題を一人で抱え込みがち／心を許せる相手が欲しい／好かれたいと思っている／認められたいと思っている／親身になってあげられると思っている
（記入しましょう）
あなたが今、大切にしたいと思っていることは何ですか。（あなたが「大切にしたいこと（人・物など）」は、不祥事を思いとどまらせるためのブレーキです。もし、あなたが不祥事を起こしてしまったら、「大切にしたいこと」を守ることができなくなってしまうかもしれません。）
（記入しましょう）

防止策　不祥事を食い止めるためにできることを考えましょう。

あなたの「不祥事へ向かわせる心の声」を「不祥事を思いとどまらせる心の声」に切り替える方策は何ですか。
（記入しましょう）考え方： （記入しましょう）具体的な行動：
あなたが同僚だった場合にできることは何ですか。
（記入しましょう）
あなたの職場で、以下の事項が行われる場合はありますか。［参考：26.12.22付け教県第1004号「教職員の不祥事防止について」に掲げる留意事項］ SNS等を使った児童生徒との私的な連絡／密室となる部屋等での個人指導／児童生徒を自分が運転する車に乗せる／児童生徒の身体に不必要に接触
なし・あり（ある場合には具体的な内容を記入しましょう）
このような事故を起こした場合に問われる①～④の責任について、それぞれ具体的に考えましょう。
（記入しましょう）①行政上の責任：　②刑事上の責任：　③民事上の責任：　④社会的な責任：
同じような事故を、あなたの職場で絶対に起こさない・起こさせないようにするために、みんなで取り組めることを考えましょう。
（記入しましょう）

（裏面）

【参考】不祥事防止のための心理と行動のワークシート（体罰編）

様式ｂ

不祥事防止のための心理と行動のワークシート

体　罰

［様式b］相手を望ましい方向へ変化させることを目的とする行為編

このワークシートは、平成 30 年度以降、実際に起きた埼玉県の事例から「体罰のうち行為の目的が相手を望ましい方向へ変化させるもの」に該当する複数の事例を抽出し、共通する出来事や事故者の心理状態など*1 を分析、認知行動療法の考え方*2 を取り入れて作成したものです。不祥事を起こすに至るまでには、行動に先立つ思考過程のパターンがあります。ワークシートを使って自分をモニタリングしてみましょう。

*1　掲載に当たっては実際の事例を参考に、改変を加えている。

*2　問題のある行動につながる考え方の癖、いわゆる認知の歪みを認識して、適切な考え方・行動へ向かわせる手法

出来事 日常の段階から、不祥事の発生、発覚に至るまでの経過を自分事としてたどってみましょう。		不祥事へ向かわせる心の声 出来事に対応する心理としてあなたの思いに近い方の□にチェックを入れ、更に思い浮かべることがあれば（　）の中に記入しましょう。	不祥事を思いとどまらせる心の声
日常	普段から授業中に私語が多いクラス。授業も遅れがちで、保護者からの苦情もある。	□このくらいのことは自分の力で解決しなければ。（　）	□自分には何が足りないんだろう。一度誰かに相談してみよう。（　）
同僚からの批判	隣のクラスの担任から、もっと静かにさせてほしいとクレーム。	□誰かに相談したら、かえって色々言われてしまうかもしれない。（　）	□いい機会だから、少し恥ずかしいけれどアドバイスをもらおう。（　）
個別の指導	私語の中心になっている3人の児童に、おしゃべりをやめるように注意するが、すぐにまた私語が始まる。	□あの3人さえ静かにしてくれればクラスも正常化するのに。（　）	□もしかしたら3人も何か困りごとを抱えているのかもしれない。（　）
印象付け	少し声を荒げて指導を行った。	□優しく言ってもだめなら、あえて厳しさを見せることも必要だ。（　）	□毅然とした指導だっただろうか。威圧的な指導ではなかったか。（　）
相手の態度の確認	一瞬クラスが静かになったが、授業を進めるとまた騒がしくなり始める。	□思いがまるで伝わらない。言うとおりにならないことに苛立つ。（　）	□冷静に！まずは落ち着いて次のことを考えよう。（　）
身体侵害	3人の児童の席に行き、「静かにできないなら廊下に出すぞ。」と言って、頬を両手でぎゅっと挟んだ。	□何度言ってもだめなら、これくらいしないと分からないんだろう。（　）	□怒りのピークは6秒。6秒待とう。手を出したら子供との関係が悪化するだけ。（　）
身体侵害・行為の強制	その後、また私語が始まった。今度は3人の児童の腕を強くつかみ、「静かにできるまで立ってなさい。」と言って、廊下に出した。	□我慢の限界。自分も昔は廊下で立たされた。やるしかない。（　）	□もう一人で抱え込むのは限界だ。管理職や同僚に助けを求めよう。（　）
行為の強制	廊下でも3人がじゃれ合っている様子だった。トイレに行くことも認めず、1時間、廊下で正座をさせた。	□ほかにできることが思いつかない。分からせるためには仕方ない。（　）	□指導を強めてもだめだ。これ以上は危険だ。アプローチを変えよう。（　）
目的の達成	3人の児童は反省と今後の行動を改める言葉を口にした。	□やっと分かってもらえた。必要な指導であった。（　）	□真の意味の反省ではなく、力関係でねじ伏せただけかもしれない。（　）
行為の正当化	他の教職員から、正座は問題があるのではと指摘された。少しやり過ぎたかもしれないが、児童も理解してくれていますと答えた。	□トラウマになるほどでもないし、児童をフォローすれば大事にはならないだろう。（　）	□もしかしたらやり過ぎだったかもしれない。後で管理職に相談しよう。（　）
発覚	他の教職員が管理職に報告して発覚。事情聴取を受けた。（学校・教育委員会）懲戒処分を受けることとなった。	なんとかして静かにさせなければと追い込まれ、短絡的に行動してしまった。結果的に身体的な痛みだけでなく、心にも傷を負わせてしまった。児童や保護者との関係を更に悪化させてしまった。	

（表面）

【参考】不祥事防止のための心理と行動のワークシート（体罰編）

セルフトーク　自分自身のモニタリングをしてみましょう。

「不祥事へ向かわせる心の声」が強いところや、「不祥事を思いとどまらせる心の声」が弱いところはどの段階でしたか。
（記入しましょう）
あなたが、不祥事に向かう段階を確実に防ぎ止められると思うのはどの段階ですか。それは何故ですか。
（記入しましょう）
あなたにも事故者の特性と共通するものがないか考えてみましょう。 ◆参考◆ 事例分析から見えた事故者の特性の共通点（ここに掲げた特性に当てはまる者全てが問題のある行為を行うわけではありません。多くの教職員に当てはまるものもあります。） 担任なら他者の助けを借りずに自分一人の力で児童生徒をより良い方向に導かなければならないと思っている／児童生徒への指導の専門性に自信がない／ 思いどおりにいかないと冷静さを失うことがある／決まりやルールは必ず守らせなければならないと感じる
（記入しましょう）
あなたが今、大切にしたい、失いたくないと思っていることは何ですか。（あなたが「大切にしたいこと（人・物など）」は、不祥事を思いとどまらせるためのブレーキになります。もし、あなたが不祥事を起こしてしまったら、「大切にしたいこと」を守ることができなくなってしまうかもしれません。）
（記入しましょう）

防止策　不祥事を食い止めるためにできることを考えましょう。

あなたの「不祥事へ向かわせる心の声」を「不祥事を思いとどまらせる心の声」に切り替える方策は何ですか。
（記入しましょう）考え方　： （記入しましょう）具体的な行動：
あなたが同僚だった場合にできることは何ですか。
（記入しましょう）
あなたの職場には、教職員同士の関心が薄かったり、不適切な指導や場面を見ても、流してしまうような雰囲気はありませんか。
なし・あり（ある場合には具体的にどんな場面でそう感じるのか記入しましょう）
このような事故を起こした場合に問われる①～④の責任について、それぞれ具体的に考えましょう。
（記入しましょう）①行政上の責任：　②刑事上の責任：　③民事上の責任：　④社会的な責任：
同じような事故を、あなたの職場で絶対に起こさない・起こさせないようにするために、管理職を含めたみんなで取り組めることを考えましょう。
（記入しましょう）

（裏面）

【参考】教員性暴力等防止法の概要（文部科学省資料）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第57号）概要 ※令和３年６月４日公布

※令和５年６月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和５年７月13日一部改正

骨子

○ 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。

○ 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。

○ 施行日：データベース関係の規定以外は、令和４年４月１日。データベース関係の規定は、令和５年４月１日。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等（第２条第３項）：

①児童生徒等に性交等をすること又は性交等をさせること、
②児童生徒等にわいせつ行為をすること又はわいせつ行為をさせること、
③刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、
④痴漢行為又は盗撮行為、 ⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ

※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

法が定める各施策

基本的な指針

○ 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）
※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
○ 法に定める内容の他、右の内容等を明記。

- 児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とするべきこと
- データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
- 採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

防止に関する措置

○ **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）
- 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
- 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発

○ **特定免許状失効者等に関するデータベース**（第７条・第15条）
- 国によるデータベースの整備、都道府県 教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務

○ **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）
- 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

○ **早期発見のための措置**（第17条）
- 定期的な調査等の実施、相談体制の整備

○ **児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）
- 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
- 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
- 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施

○ **学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）

⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

○ **特定免許状失効者等に対する再授与**（第22条）
- 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の 内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
- 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと

○ **都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）
- 都道府県教委に設置
- 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

○ 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
○ 法の施行後３年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

【参考】こども性暴力防止法の概要（こども家庭庁資料）

【参考】 こども性暴力防止法の概要

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号））

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等（第2条第3項）
学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者（第2条第5項）
学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等（第2条第4項）
教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者（第2条第6項）
塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

❶日頃から講ずべき措置（初犯防止対策）
- 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発（ガイドライン事項）
- 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**（第5条第1項等）
- 児童等が**相談を行いやすくするための措置**（相談体制等）（第5条第2項等）
- **研修**（第8条等）

❷被害が疑われる場合の対応
- **調査**（第7条第1項等）
- 被害児童等の**保護・支援**（第7条第2項等）

❸特定性犯罪前科の有無の確認（再犯防止対策）
- 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - 学校設置者等の現職者
    ➡ 施行から3年以内（第4条第3項）
  - 民間教育保育等事業者の従事者
    ➡ 認定等から1年以内（第26条第3項）
- 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）

❹児童対象性暴力等の防止のための措置（防止措置）
- ❶～❸を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置**（教育・保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置
- 犯罪事実確認記録等の適正な管理（第11条、第14条等）
- 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止（第12条等）
- 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告（第13条等）
- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）
- 情報の秘密保持義務（第39条）

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等）。

施行日：令和8年12月25日